

平成25年10月から 県北地区で在宅重症心身障害児者の方の 短期入所サービスが始まりました

平成25年10月から、在宅で人工呼吸器を使用するなどの医療的ケアを必要とする重症心身障害児者の方を介護される家族の精神的・肉体的負担の軽減を図るため、短期入所サービスが始まりました。

対象者 重症心身障害児者の方のうち、人工呼吸器・気管切開・吸引・酸素療法・IVH等の医療的ケアが必要な方。 判定スコア10点以上の方の利用が優先となりますので、必ずしも希望日に利用できるとは限りません。

実施場所 佐世保共済病院（佐世保市島地町10番7号）

対象地域 佐世保市、平戸市、松浦市、佐々町にお住まいの方

利用期間 原則1人1月2泊3日となります（初回は家族の付き添いをお願いします）

利用料 所得に応じて障害福祉サービス利用にかかる自己負担、食費（1食あたり640円 食事の持込は可能です）、個室代の一部（1日1,600円）などがかかります。他の障害福祉サービスを利用されており、障害福祉サービス利用にかかる自己負担額の合算額が負担上限額を超えた場合は、上限額を超えた分が償還されます。

手続き 障害支援区分の認定や支給決定等の手続きを経て、サービスを利用することになります。詳しい手続き方法などについては、お住まいの市町担当窓口までお問い合わせください。

市町担当窓口

名称	住所	電話番号
佐世保市障がい福祉課	佐世保市高砂町5番1号	0956-24-1111（内線5101）
平戸市福祉課	平戸市岩の上町1508番地3	0950-22-4111
松浦市福祉事務所	松浦市志佐町里免365	0956-72-1111（内線156）
佐々町福祉保健課	佐々町本田原免168番地2	0956-62-2101

